



島根県報

令和2年3月24日（火）

号外第29号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 政 策 課)	3
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃 棄 物 対 策 課)	3
毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬 事 衛 生 課)	4
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	4
島根県卸売市場条例施行規則を廃止する規則	(しまねブランド推進課)	7
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建 築 住 宅 課)	7

公布された条例等のあらまし

◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項及び規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第3条・第10条・様式第4号関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

(1) 動物愛護管理員が行う動物の愛護及び管理に関する事務は、次のとおりとすることとした。（第13条第1項関係）

ア 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する立入検査

イ 第一種動物取扱業者であった者に対する立入検査

ウ 動物の飼養又は保管をしている者に対する立入検査

エ 特定動物飼養者に対する立入検査

オ けい留されていない犬の捕獲

カ 飼い主又は動物の取扱いに起因して周辺の住民の生活に対する著しい支障を生じさせている者に対する立入検査又は質問

(2) 動物愛護管理員の資格要件となる動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員は、次に掲げる職員とすることとした。（第13条第2項関係）

ア 獣医師

イ 動物の愛護及び管理に関する事務の補助に1年以上従事した職員

(3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県卸売市場条例施行規則を廃止する規則（規則第30号）

1 規則の概要

島根県卸売市場条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

(1) 県営住宅に入居する際に必要な連帯保証人に係る規定を削除することとした。（第4条関係）

(2) 入居者は、緊急連絡人を変更しようとするとき又は緊急連絡人の氏名、住所若しくは電話番号に変更が生じたときは、遅滞なく、緊急連絡人変更届を知事に提出しなければならないこととした。（第4条関係）

(3) 県営住宅に優先的に入居できる世帯に多子世帯を追加することに伴う様式の整備（様式第1号その1関係）

(4) (1)及び(2)に伴う様式の整備（様式第3号—様式第5号）

(5) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

第12条中「別表第1の3」を「別表第1の2」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第27号

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 浄化槽管理士が条例第10条第3項に規定する研修を受けたことを証する書類（登録の更新を受けようとする場合に
限る。）

第10条を次のように改める。

(研修)

第10条 条例第10条第3項に規定する研修は、知事が別に定める研修とする。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、前項の研修を条例第2条第2項の規定による有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。

様式第4号中「第3条第3項第6号」を「第3条第3項第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第28号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「厚生労働大臣又は」を削り、同条第2項中「厚生労働大臣又は」を削り、「正本1通及び副本2通とし、その他のものは正副」を「正副」に改める。

第5条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に、「又は貯蔵設備の見取図若しくは、概要図」を「の見取図又は貯蔵設備の概要図」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第23条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第13条第2項及び第22条第2項」を「第23条第1項」に、「職員」を「動物愛護管理員」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(動物愛護管理員)

第13条 条例第23条第1項に規定する動物愛護管理員が行う動物の愛護及び管理に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第24条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査
- (2) 法第24条の2第3項の規定による立入検査
- (3) 法第25条第5項の規定による立入検査
- (4) 法第33条第1項の規定による立入検査
- (5) 条例第13条第2項の規定による犬の捕獲
- (6) 条例第22条第1項の規定による立入検査又は質問

2 条例第23条第2項の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 獣医師

(2) 動物の愛護及び管理に関する事務の補助に1年以上従事した職員

様式第7号表面中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第13条第2項及び第22条第1項の規定による犬の捕獲又は立入検査を行う職員」を「第23条第1項に規定する動物愛護管理員」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏)

島根県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(犬の捕獲等)

第13条 知事は、けい留されていない犬があると認めるときは、その犬を収容することができる。

- 2 知事は、前項の規定による収容を行うため知事が指定した職員に同項の犬を捕獲させることができる。
- 3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその飼い主又は他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

(立入検査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は第19条第2項に規定する当該事態を生じさせている者に対し、報告を求め、又はその職員に飼養施設その他の動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により、職員が立入検査又は質問を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第23条 知事は、法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

- 2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (抜粋)

(動物愛護管理員)

第13条 条例第23条第1項に規定する動物愛護管理員が行う動物の愛護及び管理に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第24条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査
- (2) 法第24条の2第3項の規定による立入検査
- (3) 法第25条第5項の規定による立入検査
- (4) 法第33条第1項の規定による立入検査
- (5) 条例第13条第2項の規定による犬の捕獲
- (6) 条例第22条第1項の規定による立入検査又は質問

- 2 条例第23条第2項の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 獣医師
- (2) 動物の愛護及び管理に関する事務の補助に1年以上従事した職員

(注) 大きさは、縦10.5センチメートル、横15.5センチメートルとする。

様式第 8 号を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

島根県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

島根県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

島根県卸売市場条例施行規則（昭和46年島根県規則第82号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（緊急連絡人の変更等）

第 4 条 入居者は、緊急連絡人を変更しようとするとき又は緊急連絡人の氏名、住所若しくは電話番号に変更が生じたときは、遅滞なく、様式第 4 号の緊急連絡人変更届を知事に提出しなければならない。

第27条第 1 項の表中「第10条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 4 項」を「第10条第 2 項及び第 4 項」に、

「

第10条第 3 項	知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第 2 号に規定する敷金の減免若しくは徴収猶予を	知事（第63条第 1 項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する市町又は島根県住宅供給公社が行う場合にあっては、当該市町の長又は島根県住宅供給公社の理事長）は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことと
第16条第 2 項及び第 3 項、第24条第 1 項、第51条第 2 項第 4 号並びに第64条第 2 項	知事	知事（第63条第 1 項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する市町又は島根県住宅供給公社が行う場合にあっては、知事又は当該市町の長若しくは島根県住宅供給公社の理事長）

」

を

「

第16条第1項から第3項まで、第24条第1項、第51条第2項第4号並びに第64条第2項	知事	知事（第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する市町又は島根県住宅供給公社が行う場合にあっては、知事又は当該市町の長若しくは島根県住宅供給公社の理事長）
---	----	---

」

に改める。

様式第1号その1表面中「 生活保護世帯」を「 生活保護世帯 多子世帯」に改め、同様式裏面中

「

生活保護世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（単身含む。）	福祉事務所長の証明
--------	-----------------------------	-----------

」

を

「

生活保護世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（単身含む。）	福祉事務所長の証明
多子世帯	18歳未満の児童3人以上と生計を一にする世帯	特になし

」

に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

県 営 住 宅 使 用 請 書

入居決定住宅		入居者		入居年月日	年	月	日
住宅名	県営住宅 (注)	団地	号棟	号室	現住所	電話番号	自宅 携帯
家賃	月額	円	敷	金	フリガナ	生年月日	年
		円			氏名	勤務先の名称	
						勤務先 電話番号	()

緊急連絡人	
現住所	
フリガナ	
氏名	(印)
入居者との関係	
電話番号	自宅 () 携帯 ()

入居者は、上記県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、島根県営住宅条例、島根県営住宅条例施行規則及びこれらに基づき命令を固く守ります。

年 月 日

島根県知事

様

備考 入居者の印鑑証明書を添付してください。

(注) 島根県営住宅条例第43条の規定による使用の場合は、住宅名欄に「(みなし特定公共賃貸住宅)」と付記すること。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

緊急連絡人変更届

受 付	年 月 日
進 達	年 月 日

入 居 住 宅	住 宅 名	県営住宅		団地	号棟	号室	
	緊 急 連 絡 人	現 住 所					
		フリガナ					
		氏 名					
		入居者との関係					
電 話 番 号	自宅	()	携帯	()			
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名 ㊟</p> <p>島根県知事 様</p>							

様式第4号の2を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

県営住宅入居承継承認願					受 付	年 月 日
					進 達	年 月 日
入 居 住 宅	住 宅 名	県営住宅		団地	号棟	号室
	家 賃			円	敷 金	円
	フリガナ					
承 継 人	前 入 居 者					
	フリガナ			続 柄		
	氏 名	(年 月 日生)		電 話 番 号	自宅 ()	携帯 ()
	勤 務 先 の 名 称			勤 務 先 電 話 番 号	()	
同 居 人	承 継 理 由					
	氏 名		続柄		氏 名	続柄
	氏 名		続柄		氏 名	続柄
緊 急 連 絡 人	氏 名		続柄		氏 名	続柄
	現 住 所			承 継 人 と の 関 係		
	フリガナ			電 話 番 号	自宅 ()	携帯 ()
<p>(確認事項) 承継人は次の事項について確認し、該当すれば□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 承継人及び同居人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。</p>						
<p>承継人及び同居人は、上記住宅に引き続き入居したいので、承認願います。 承継人及び同居人は、入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署（警察等の公的機関）に照会することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">島根県知事 様</p>						

備考 承継人の印鑑証明書を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に入居決定者となった者が施行日以後に提出する旧規則様式第3号による県営住宅使用請書は、この規則による改正後の島根県営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第3号による県営住宅使用請書とみなす。

4 施行日前に旧規則様式第3号の県営住宅使用請書を提出した者であって緊急連絡人を定めていないものは、連帯保証人を定めている場合を除き、緊急連絡人を定め、新規則様式第4号の緊急連絡人変更届により知事に提出しなければならない。

5 施行日前に入居者が死亡し、又は退去したことにより提出された旧規則様式第5号による県営住宅入居承継承認願のうち、施行日以後の入居承継の承認に係るものについては、新規則様式第5号による県営住宅入居承継承認願とみなす。

6 入居者は、施行日前に定めた連帯保証人の氏名、住所、電話番号又は勤務先に変更が生じたときは、遅滞なく、旧規則様式第4号の2の例により変更届を知事に提出しなければならない。